

# 独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果(概要)

## 一 政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」一

〔 平成24年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見 〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之(住友商事(株)相談役)、独立行政法人評価分科会長:宮内忍(公認会計士))は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P6～P12を参照。

# 1 平成24年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成24年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

(※) 独立行政法人102法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

## (1) 二次評価の主な視点(平成21年3月31日委員会決定、22年5月31日改正)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

## (2) 今年度の二次評価における具体的取組

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、以下の取組に特に留意して二次評価を実施。

重点事項について、i)重点事項(人材育成業務、検査・試験・評価等業務、内部統制、保有資産、当委員会の指摘)別の観点、ii)実績の把握・分析状況に係る観点、iii)評価の妥当性・明確性に係る観点及びiv)過去の指摘等の反映状況に係る観点に留意した評価の実施状況

## 2 意見の概要

### 府省評価委員会に対する共通意見

#### ア 内部統制の充実・強化

##### ① リスクの把握及び対応

- リスクの把握・対応に関する取組については、全ての府省評価委員会において評価を実施。
- 今後の評価に当たっては、法人のリスク把握の取組について評価するとともに、リスク把握の結果、優先的に対応すべきリスクやこれらのリスクへの対応状況を含めて評価を行うことが望ましい。

##### ② 原子力施設等の安全管理

- 原子力施設等を有する法人については、原子力施設等に関するリスク評価及び保守点検等の安全管理に係る具体的な取組に関する評価を行うことが重要。
- リスクが顕在化した場合の人的及び物的な被害や国民の関心の高さを踏まえ、今後の評価においては、規制当局の評価結果、当該評価結果を踏まえた法人の取組、法人の自主的なリスクマネジメントも含めた安全管理の取組の状況、評価に至った理由を十分に明らかにすることにより一層厳格な評価を行うことが望ましい。

#### イ 成果・効果の明確化

- 人材育成業務の成果・効果を表す指標の設定や成果・効果を明らかにした上での評価が必ずしも十分とはなっていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、成果・効果についての客観的かつ具体的な指標を設定させ、人材育成業務の実績と当該指標に対応した成果・効果の発現状況及びそれらの関連性等を明らかにした上で、より一層厳格な評価が必要。

## ウ 受益者負担の妥当性等

- 人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を行っている法人の受益者負担の妥当性・合理性について、受益者負担額やコストとの関連性等を明らかにしないままに評価を行っている事例あり。
- 今後の評価に当たっては、受益者負担額とコスト等について明らかにし、それらの関連性等について検証した上で、受益者負担額の妥当性等について評価を行うことが必要。

## エ 施設・事務所等別の評価

- 人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を複数の施設・事務所等において行っている法人について、施設・事務所等別の実績の明確化及び評価が必ずしも十分とはなっていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、複数の施設・事務所等において当該業務が実施されているか否かを明らかにした上で、施設・事務所等ごとの実績を明らかにし、それぞれ個別に評価を行うことが必要。

## オ 利便性向上に向けた取組

- 検査・試験・評価等業務を行っている法人の利用者の利便性の向上に向けた取組の成果・効果を明らかにしないままに評価が行われている事例あり。
- 今後の評価に当たっては、利便性の向上を客観的に表す指標を設定させ、利便性向上に向けた取組実績とそれにより得られた成果・効果との関連性等を明らかにした上で評価を行うことが必要。

## カ 保有資産の見直し

- 「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「実施計画」という。）等において、宿舎の廃止等の見直しが求められているが、それらの実施状況を明らかにしないままに評価を行っている事例あり。
- 今後の評価に当たっては、見直しの実施状況を明らかにし、見直し内容の妥当性等について評価を行うことが必要。
- 実施計画において見直しが求められている宿舎以外の宿舎等についても、自主的に保有の妥当性等についての評価を行うことが望ましい。

## キ 運営費交付金債務の評価

- 平成23年度以前に交付された運営費交付金について、24年度末時点における未執行額についての評価はほとんど行われていない。
- 今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高のうち、評価対象年度だけではなく、過去の年度に交付された分についても、未執行となっている理由及び資金の保有の必要性について評価を行うことが必要。

## (2) 府省評価委員会に対する個別意見等

(合計14事項について指摘)

① 過去に指摘等を行った事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

- ✓ 国際協力機構（外務省評価委員会）
- ✓ 中小企業基盤整備機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国土交通省評価委員会） など4法人（5事項）

② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価を行うべき。

- ✓ 文部科学省所管法人共通（文部科学省評価委員会）
- ✓ 医薬基盤研究所（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 種苗管理センター（農林水産省評価委員会）
- ✓ 自動車検査（国土交通省評価委員会） など9法人等（9事項）

### 3 意見の具体例

- ①過去に指摘等を行った事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

#### 国際協力機構（外務省）

#### ○「勧告の方向性」で指摘した事項の実施状況等に言及した評価が必要

外務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：組織運営の機動性向上 【評定：ハ】</p> <p>現場機能の強化に向けては、民主化が進んで事業量が急激に拡大するミャンマーの拠点機能の拡大や復興開発が進む南スーダンの拠点整備など、ニーズに応じた海外拠点機能の強化に努めるとともに、英文化の推進、現地職員研修等を通じ、現地職員の一層の活用に向けた取組を継続した。</p> <p>なお、複雑化・多様化する開発課題に対し、3つの援助手法の最適運用により、適切な対応が図られるよう、地域部、課題部、海外拠点のさらなる連携を期待する。また、現地職員のさらなる活用に向けた環境整備や継続的な研修を通じた能力強化に引き続き取り組むことにより、現地機能の強化に一層努めていきたい。国内拠点については、多様な関係者との連携を引き続き強化し、全体として国内拠点の利用が拡大するような事業展開を期待する。国内拠点の見直しの効果についてはモニタリングが期待される。</p>	<p>在外機能の強化については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）の「第1 在外機能の強化」において、「国際協力機構の国内、在外の定員については、国内定員が在外定員を大幅に上回る状況にある。このため、次期中期目標期間においては、現地採用職員の活用や国内における在外支援機能の強化等の取組を推進するとともに、総定員や総人件費の増加を招くことなく、着実に国内定員を在外定員にシフトすることにより、<u>在外機能を総合的に強化するものとする。</u>」との指摘を行っている。</p> <p>しかしながら、平成24年度においては国内定員から在外定員へのシフトが行われていないにもかかわらず、<u>評価結果において当該措置の実施状況、未達成の原因、理由等について言及されていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>在外機能の強化について、国内定員から在外定員へのシフトの実施状況等に言及した上で、評価を行うべきである。</u></p>

## 中小企業基盤整備機構（経済産業省）

### ○昨年度の二次評価意見に沿った目標設定の見直しを促す評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>○ 中小企業倒産防止共済事業については、地方公共団体、金融機関、税務関係団体、中小企業支援団体等、地域機関との連携による加入促進等を積極的に展開したことに加え、以下の加入促進の具体的な取組の結果、昨年度から18.5%の上乗せとなる加入件数(39,978件、過去10年間で最多)を達成したことは非常に高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 加入件数 39,978件[年度計画目標 16,000件] 過年度実績 21年度30,497件、22年度31,372件、23年度33,728件</li></ul> <p>○ 小規模企業共済事業については、加入実績のうち共同経営者の加入実績が昨年度比で44.0%減少し、制度改正の効果が一巡している影響が見られるものの、地方公共団体、金融機関、税務関係団体、中小企業支援団体等、地域機関との連携による加入促進等を積極的に展開した結果、全体では過去10年間最多であった昨年度と同程度の実績を確保したことは非常に高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 加入件数99,493件[年度計画目標 70,800件] 過年度実績21年度80,785件、22年度93,305件、23年度103,388件</li></ul> <p>(両共済共通)</p> <p>○ 今後は、小規模事業者・中小企業者数の動向、これまでの加入実績、制度改正効果の状況、加入促進に係る予算等を勘案しつつ、制度の安定的な運営を念頭に一層の制度普及等に努められることを期待したい。</p>	<p>当委員会では、「平成23年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成25年1月21日付け政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)において、本法人に対して個別に指摘すべき意見として、中小企業倒産防止共済事業と小規模企業共済事業について、目標値と実績値の乖離が大きいため、今後の評価に当たっては、目標設定の見直しを促す評価を行うべきであると意見した。</p> <p>貴委員会においては、当該意見を受け、平成24年度業務実績の評価に当たっては、中期計画目標の達成状況のみならず、過年度の実績値との比較等を行うなど、評価基準の変更を行っているものの、<u>目標値は上位目標である制度の安定的な運営に基づき算定されており、実績値との乖離を理由とする変更はなじまないとし、平成24年度業務実績評価において、目標設定の見直しを促す評価を行っていない。</u></p> <p><u>しかしながら、実績値の増加は、制度の更なる安定化と政策目的のより高次の達成に資するものであり、目標設定を制度の安定的な運営にとどめるべきではないことから、今後の評価に当たっては、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである。</u></p>

## 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国土交通省）

### ○会計検査院の指摘に基づく評価が不十分

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>◎ 政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」への対応について</p> <p>⇒ 本法人は、会計検査院の平成23年度決算検査報告において、「委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの」との不当事項の指摘を受けているが、当該指摘を踏まえた本法人の対応の進捗状況の記載なし。</p>	<p><u>本法人は、会計検査院の平成23年度決算検査報告において、「委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの」との不当事項の指摘を受けているが、当該指摘を踏まえた本法人の対応の進捗状況等を明らかにした上で評価を行っていない。</u></p> <p><u>今後の評価に当たっては、会計検査院から指摘された事項については、その対応の進捗状況等を明らかにした上で評価を行うべきである。</u></p>

## ②評価結果について、評定や評価の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価等を行うべき。

### 文部科学省所管法人共通（文部科学省）

#### ○評定理由と改善を促す意見等を明確に分けた評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組 【評定：A（中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を挙げている）】</p> <p>（分析・評価）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>幅広い広報、広聴活動を実施し、中期計画達成に向けて、<u>当該年度計画どおりに履行したと認められる。</u></li><li>業務の実施状況を受けた評価とその結果としての社会的効果とが一致していないように思われる。その意味では、<u>国民的理解を得るための抜本的方策を再考する必要がある。</u></li><li>基本姿勢の筆頭にある「全職員、一人一人が広報パーソンという自覚を持ち活動」が実践できていたかは疑問。</li><li>研究者・技術者の「安全」に対する意識が地元地域住民をはじめとする一般国民の「安心」の感覚とずれていたことが、もんじゅ、J-PARCのトラブルの遠因にあると思われる。今後、社会や立地地域との信頼確保に向け、より国民目線での安全に対する意識改革を期待する。</li></ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>貴委員会の平成24年度に係る業務の実績に関する評価の結果において、評価書の「分析・評価」欄に、評定理由と改善を促す意見等が混在しているため、評定を導いた理由が分かりにくくなっている。</p> <p>例えば、日本原子力研究開発機構の「社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組」に関する評価において、貴委員会の評価結果をみると、「幅広い広報、広聴活動を実施し、中期計画達成に向けて、当該年度計画どおりに履行したと認められる。」としてA評定（中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている）としながら、「業務の実施状況を受けた評価とその結果としての社会的効果とが一致していない」、「国民的理解を得るための抜本的方策を再考する必要がある」等の意見も並列で記述され、<u>評定に当たっての理由が分かりにくくなっている。</u></p> <p><u>このため、今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。</u></p>

## 医薬基盤研究所（厚生労働省）

### ○繰越欠損金の経年的な解消状況を明らかにした上での評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：総合評価</p> <p>承継勘定では254億円の繰越欠損金が発生しており、出資法人に対して研究成果の事業化・収益化を促す等、繰越欠損金の回収のための取組を行っている。また、平成24年度は繰越欠損金に関する計画策定委員会を開催し、その解消に向けた取り組みを進めている。</p> <p>研究振興勘定では65億円の繰越欠損金が発生し、実用化研究支援事業については、平成21年度から新規採択を休止することにより繰越欠損金の拡大防止のための措置が採られている。</p> <p>以上のように繰越欠損金に関する計画策定委員会において、研究振興勘定については売上納付が見込まれる平成42年度まで、承継勘定については承継業務が終了する平成35年度まで繰越欠損金の解消計画を策定するとともに、当該研究所が繰越欠損金減少に向けた継続性のある指導・助言を行うこととしたところであり、承継勘定については研究成果の事業化、収益化を進め、研究振興勘定についても、既採択案件に対し実用化を進め、繰越欠損金の縮小に努められたい。</p>	<p><u>繰越欠損金（平成24年度末で承継勘定は約254億円、研究振興勘定は約65億円）の解消計画については、本法人の業務実績報告書等において、経年でどの程度解消しつつあるかに関して明らかにされていない。</u></p> <p><u>このため、今後の評価に当たっては、繰越欠損金解消の目標時期とともに、繰越欠損金残高と各年度の解消額である当期総利益、当期総利益の要因となった売上納付額等の経年推移の状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、解消計画に係る評価を行うべきである。</u></p>

## 種苗管理センター（農林水産省）

### ○年度計画及び業務実績を踏まえた適切な評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p> <p>【<b>評定:A</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「見直し基本方針」及び独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成22年11月総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定)に則し、品種保護Gメンの海外派遣については、より一層効果が見込まれるものに限定するため、平成23年度に策定した基準に照らして派遣することとした。なお、<u>派遣要請はなかった。</u></li></ul> <p>(参考)</p> <p>【<b>年度計画</b>】</p> <p>イ 品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から<u>派遣要請があった場合は、平成23年度に策定した基準に照らして派遣する。</u></p>	<p>品種保護Gメンの海外派遣については、貴委員会の評価結果をみると、品種保護Gメンの海外派遣に係る基準に照らして派遣の可否について検討する体制を構築していることをもってA評定(順調に進んでいる)とされている。しかしながら、当該事業については、平成24年度計画において、「<u>制度未整備国等から派遣要請があった場合は、平成23年度に策定した基準に照らして派遣する。</u>」とされていることから、<u>派遣要請がなかった場合、当該項目に係る評定を付すことは適切でないと考えられる。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>年度計画及び業務の実績を踏まえた上で、適切な評価を行うべきである。</u></p>

## 自動車検査（国土交通省）

### ○中期目標等に記載された業務については、その実施状況を明らかにした上で評価すべき

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>【平成24年度計画】</p> <p>1. (2) 業務の質の向上に資する検査の高度化の推進</p> <p>① 高度化施設の活用</p> <p>(エ) 効率的な運用の推進</p> <p>高度化施設の運用にあたり、極力、受検者の待ち時間を縮減するため、職員に対し高度化施設の習熟を図るとともに、効率的な審査体制を整備します。また、引き続き、<u>効率性も含めたその効果の検証方法について検討します。</u></p> <p>【評定理由】</p> <p>○ 不正二次架装等の不正受検の防止、点検整備の促進等の国土交通省の施策に貢献するため、効率的な審査を実施すべく高度化施設を導入し運用を開始した。</p> <p>○ 高度化施設の運用にあたっては、効率的な運用を推進すべく、職員における高度化施設の習熟度の向上を図るとともに、高度化施設の実用性の改善及び予約枠の見直しなどを実施している。</p>	<p>高度化施設の効率的な運用の推進については、運用の効率性を含めたその効果の検証方法について検討するとされているが、<u>業務実績評価調書及び業務実績報告書においては、その検討状況について記載がない。</u></p> <p>記載がない理由については、高度化施設の本格運用前であることから、その本格運用後に想定される効果の項目及び効果の把握方法を検討中であり、具体的に公表できる状況でなかったためであるとしているが、今後の評価に当たっては、<u>中期目標等に記載された業務等については、その実施状況を明らかにした上で評価を行うべきである。</u></p>

## 4 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価に対する意見の具体例

### ○個人情報等の不適切事案について正確な実態把握及び厳格な評価が必要

国立大学法人評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>個別の法人に対する評価結果例</p> <p>○ 教員が学外で学生の個人情報が記録されたノートパソコンを紛失する事例、医療従事者が持ち場で患者等の個人情報が記録されたUSBメモリーをそれぞれ紛失する事例、職員が新入生名簿を紛失する事例、職員が誤って個人情報が含まれたメールを送信する事例等、個人情報の不適切な管理事例が多数あったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められる。(名古屋大学)</p> <p>○ 教員が学外で学生・学外者等の個人情報が記録されたノートパソコン又はUSBメモリーを紛失する事例(2件)、また医師、看護師がそれぞれ患者等の個人情報が記録されたUSBメモリーを紛失する事例(2件)があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められる。(広島大学)</p> <p>○ 上記のほか、評価結果において課題として指摘しているもの(14法人)</p>	<p>各法人の法令遵守及び危機管理体制については、貴委員会において「共通の観点」としてその状況について評価を行っており、平成24年度評価結果においては16法人において個人情報等の不適切な取扱いが発覚したことについて課題として指摘している。</p> <p>しかしながら、上記16法人以外にも少なくとも3法人において同様の不適切事案が発生しており、これらが評価結果で明らかとされていないことから、今後の評価に当たっては、貴委員会において各法人の正確な実態把握及び厳格な評価を実施すべきである。</p>

## (参考1) 今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等(主なもの)

### (1) 内部統制の充実・強化

#### ① リスクの把握及び対応

評価委員会名	評価結果の概要等
総務省独立行政法人評価委員会	<p>【統計センター】</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>リスクの把握・対応に関して、<u>調査票及び調査票情報の滅失、破損、漏えい、公表期日前の統計調査結果の漏えい、製表結果の精度の低下、人的・物的リソースの不足をリスクと位置付け、これらのリスクに対応するため、製表業務における品質管理、情報セキュリティ対策、コンプライアンスの徹底及び危機管理に対する対策の取組を行っている。</u>特に、製表業務の品質管理については、製表業務を品質、要員、期限の3つの側面ごとに品質目標を定めた品質管理活動推進策を毎年度策定し、これに基づき取組状況の監視、達成状況の評価、活動内容の見直しといった品質管理におけるPDCAサイクルを着実に回し、総合的品質管理が実施されており、品質の維持・向上が図られていることは評価できる。また、情報セキュリティ対策では、統計センターが行うべき情報セキュリティ対策基準を定め、全職員を対象に、eラーニング等により周知徹底を図っているほか、情報セキュリティ対策に関する統計センターの信頼性の維持・向上を図るために、公的認証基準であるI SMS認証を平成19年度以降取得・更新し、PDCAサイクルによる統制がより強化されており、深刻な危機は発生していないことは評価できる。</p>

# (1) 内部統制の充実・強化

## ② 原子力施設等の安全管理

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p data-bbox="465 358 823 394">【放射線医学総合研究所】</p> <p data-bbox="454 436 645 468">&lt;評価結果&gt;</p> <p data-bbox="490 475 1860 619">リスク管理について、縦、横の情報共有及び組織ごとの役割の明確化、効率化に目を配り、理事長が良くマネジメントに工夫・努力している。また、リスク管理会議においてリスクの洗い出しに努め、リスクの識別対応が適切に行われ、必要に応じて点検及び見直しを行い、リスクに適切に対応している。</p> <p data-bbox="454 665 581 696">&lt;実績&gt;</p> <ul data-bbox="465 704 1860 1193" style="list-style-type: none"><li data-bbox="465 704 1860 1001">• 放医研では放射性同位元素、放射線発生装置の使用等及び核燃料物質の使用等（政令第41条該当施設）を行っていることから、放射線障害防止法や原子炉等規制法等を遵守することが課せられており、これらの法令に基づき、<u>放射線障害予防規程や核燃料物質使用施設保安規定等、所内規程を設けている。これらに従い放射線障害の防止に必要な施設、設備等（遮へい、閉じ込め等に必要な施設、設備や放射線測定器等）について点検を行い、維持管理を行うとともに、異常時には、これらの規定等に基づき、異常事態の解消等の措置を講じることとしている。</u>なお、放射線管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対しては、必要な教育及び訓練を実施している。</li><li data-bbox="465 1008 1860 1193">• 当研究所には、HIMACをはじめとする放射線発生装置及びそれに付随する施設があり、これら施設の適切な管理は極めて重要な事柄であると認識している。<u>これらの装置・施設に関しては、年間の整備、保守計画を立てて、週例点検や定期点検などを通じ、その健全性をチェックしている。更に、その装置を熟知した研究者、技術者が運転及び管理業務に当たり、役務の運転要員を常時配置し、装置の状況を監視している。</u></li></ul>

## (2) 成果・効果の明確化

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p><b>【教員研修センター】</b></p> <p>&lt;評価結果&gt; (研修成果の指標)</p> <p>③ <u>受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。</u></p> <p>④ <u>受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。</u></p> <p>(分析・評価)</p> <p>○ <u>委託研修を除く全ての研修において、受講者の参加率は85%以上であり、目標を達成している。また、有意義回答率、任命権者、各学校長の「研修成果を効果的に活用できている」とのプラス評価、受講者が各地域における研修等の企画・立案、推進で指導的な役割を担っているとの評価はそれぞれ、85、80、80%を超えており、いずれも研修成果の目標を達成しており評価できる。</u></p>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p><b>【労働者健康福祉機構】</b></p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>産業保健推進センター等における人材育成（産業保健関係者に対する研修）業務については、研修事業の効果的・効率的な実施を図る観点から、現場で実践できるスキルを体得させることを目的とした参加型研修や、時宜を得たテーマの設定、休日・夜間の開催等の取組により、研修件数及び受講者の有益度調査に係る目標を達成していることは評価できる。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、人材育成（研修）業務等について、研修件数等の量的な評価指標に加えて、事業の効果についての客観的な評価指標を設定することが望まれる。</p>

### (3) 受益者負担の妥当性等

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p><b>【国立女性教育会館】</b></p> <p>＜評価結果＞  <u>これまで無料であった研修参加費について、自己収入の拡大のため一部研修に参加者負担を採り入れたことは評価できる。企業向けセミナーのように組織内への受益が大きい研修や個人の専門性を高めたりする研修を有料とすることは妥当である。しかし、国の施策を推進するための研修などは受講者負担を極力軽減すべきである。そのため受講料設定に当たっては研修内容の趣旨・目的を踏まえて検討してほしい。</u></p>
経済産業省独立行政法人評価委員会	<p><b>【工業所有権情報・研修館】</b></p> <p>＜評価結果＞            ○ <u>研修の受講料について、特に中小・ベンチャー企業所属の受講者は受講料が無料となっているが、これは政策的重要性に鑑みると必要な措置といえる。その結果、平成24年度の受講料収入と実施コストにおいて不均衡が生じているが、最終的に特許庁の審査迅速化という形で特許庁が裨益することから、妥当な受益者負担となっているものと認められる。ただし、受講者数が現状で十分といえるかは検証が必要と思われる。</u></p> <p>＜実績＞            ○ <u>研修（審査基準の適切な考え方や拒絶理由に対する適切な応答方法に関する知識等を積極的に提供し理解を深めるための研修（「特許審査基準討論研修」「意匠審査基準討論研修」「意匠拒絶理由通知応答研修」））の受講料は、情報・研修館の内部規則に基づき、研修の日数、科目、受講対象者等を勘案して実費相当額が定められている。ただし、中小・ベンチャー企業に所属する受講者は政策的に無料としている等の要因から研修受講料収入額は研修実施コストを下回っており、不足分は運営費交付金を充当している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入額 888千円</li> <li>・ 支出額 1,381千円（収支差▲493千円）</li> </ul>

#### (4) 施設・事務所等別の評価

評価委員会名	評価結果の概要等																				
財務省独立行政法人評価委員会	<p><b>【酒類総合研究所】</b></p> <p>＜評価結果＞</p> <p>イ 酒類製造者を対象とした講習                      清酒製造技術講習（2回）及び酒類醸造講習（清酒上級コース、本格焼酎コース）は、日本酒造組合中央会と共催し、収支相償の理念に基づき東京事務所と広島事務所で実施した。受講者数、内容等から開催の目的と目標は達成されたと判断するとともに、受講者の満足度も高かった。</p> <p>講習業務については、業界からのニーズが高く、受講希望者は定員を超えている状態である。酒類製造における伝統技術の継承および酒類業界の発展に向け大きく寄与することから、酒類総研の果たすべき重要な役割のひとつでもある。</p> <p>＜実績＞</p> <p>イ 酒類製造者等を対象とした講習                      （イ）清酒製造技術講習                      清酒製造業者の経験の浅い従業員に対する講習として清酒製造技術講習を東京事務所において次表のとおり実施した。                      講習生OBに特別講義の講師を依頼し、講習生のモチベーションの向上につなげるとともに、「技術・技能チェックシート」を利用して講習生の習熟度の把握に努め、フォローアップの時間を設けるなど、理解度に即した対応を行った。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年度清酒製造技術講習実績</p> <table border="1" data-bbox="513 986 1377 1310"> <thead> <tr> <th></th> <th>第 43 回</th> <th>第 44 回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="2">清酒製造業者の経験の浅い従業員</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 24 年 5 月 14 日(月)～ 6 月 22 日(金)</td> <td>平成 24 年 8 月 27 日(月)～ 10 月 5 日(金)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">講習参加者</td> <td>16 人</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>平均年齢 29.8 才 平均経験期間 34 ヶ月</td> <td>平均年齢 31.6 才 平均経験期間 32 ヶ月</td> </tr> <tr> <td>受講費用</td> <td colspan="2">日本酒造組合中央会会員 13 万 6,500 円/人、非会員 20 万 4,750 円/人</td> </tr> <tr> <td>講習の概要</td> <td colspan="2">講義科目：酒造概論、原料及び原料処理、醗製造方法、もろみ管理等、31 科目                      （外部講師担当 18 科目を含む。）                      実 習：仕込実習、官能検査実習等、8 科目</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 本講習は国税庁が実施していた講習を引き継いでおり、それを含めた通算の回数となっている。</p>		第 43 回	第 44 回	対象者	清酒製造業者の経験の浅い従業員		実施期間	平成 24 年 5 月 14 日(月)～ 6 月 22 日(金)	平成 24 年 8 月 27 日(月)～ 10 月 5 日(金)	講習参加者	16 人	16 人	平均年齢 29.8 才 平均経験期間 34 ヶ月	平均年齢 31.6 才 平均経験期間 32 ヶ月	受講費用	日本酒造組合中央会会員 13 万 6,500 円/人、非会員 20 万 4,750 円/人		講習の概要	講義科目：酒造概論、原料及び原料処理、醗製造方法、もろみ管理等、31 科目 （外部講師担当 18 科目を含む。） 実 習：仕込実習、官能検査実習等、8 科目	
	第 43 回	第 44 回																			
対象者	清酒製造業者の経験の浅い従業員																				
実施期間	平成 24 年 5 月 14 日(月)～ 6 月 22 日(金)	平成 24 年 8 月 27 日(月)～ 10 月 5 日(金)																			
講習参加者	16 人	16 人																			
	平均年齢 29.8 才 平均経験期間 34 ヶ月	平均年齢 31.6 才 平均経験期間 32 ヶ月																			
受講費用	日本酒造組合中央会会員 13 万 6,500 円/人、非会員 20 万 4,750 円/人																				
講習の概要	講義科目：酒造概論、原料及び原料処理、醗製造方法、もろみ管理等、31 科目 （外部講師担当 18 科目を含む。） 実 習：仕込実習、官能検査実習等、8 科目																				

※ 広島事務所で実施した酒類醸造講習についても、清酒製造技術講習と同様の評価結果及び実績の記載あり。

## (5) 利便性向上に向けた取組

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p><b>【日本学生支援機構】</b></p> <p>＜評価結果＞ <u>日本留学試験利用案内を作成し、試験の利用促進に取り組むとともに、日本留学試験を利用した渡日前入学許可等の取組を促したことで、渡日前入学許可実施校が前年度から増加していることが評価できる。</u></p> <p>＜実績＞ <u>利便性を向上させる観点から、平成22年度及び平成23年度に文部科学省が実施したコンピュータ試験の試行試験の結果も踏まえて、現行の試験をコンピュータ試験に移行する場合の具体的な運用プラン、実施スケジュール、試験問題開発に関する課題、導入費用等を整理し、コンピュータ試験化に関するメリット・デメリットを検証するための調査を実施し、引き続き検討した。</u></p> <p><u>外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可する「渡日前入学許可制度」を促進している。平成24年度は、大学等に対し、日本留学試験の利用や渡日前入学許可等の取組を促したところ、平成23年度よりも実施校数が増加したことから、日本留学試験利用者の利便性が向上した。</u></p>

## (6) 保有資産の見直し

評価委員会名	評価結果の概要等
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p><b>【中小企業基盤整備機構】</b></p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>○ 「独立行政法人の職員宿舎見直し計画」（平成24年4月3日公表）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日公表）に示された方針に従い、現在の入居職員が退去次第廃止することとした借り上げ宿舎（5宿舎）について、24年度末までに3宿舎を廃止したことは評価できる。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <p><u>所有宿舎（5宿舎）については、存置と所有宿舎近辺の借上げ宿舎への移行とのコスト比較を行ったところ、存置の方が経済的であることから、継続して使用することを決定（24年度利用率58%）。</u></p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>○ 職員宿舎の廃止・集約化に係る計画（20年3月策定）に基づき職員宿舎の廃止、改修工事を実施した宿舎への集約化等の取り組みを継続実施しており評価できる。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <p>20年3月末時点：自己所有137戸、区分所有39戸、  25年3月末時点：自己所有103戸（▲34戸）区分所有0戸（▲39戸）  廃止宿舎数（所有）：73戸（▲41.5%）</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>○ <u>また、宿舎制度の自主的な見直しにより、借上上限額見直し、自己負担の増額等を行い、宿舎に係る法定外福利費を削減（23年度比23.4%の削減、20年度比58.9%の削減）したことは高く評価できる。</u></p>

## (7) 運営費交付金債務の評価

評価委員会名	評価結果の概要等
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p><b>【工業所有権情報・研修館】</b></p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算決算差額として約10億円が生じており、その主な要因として節減に日常的に取り組みられていることは高く評価できる。一方、<u>予算決算で乖離が生じた部分については、不安定要因はぬぐえないものの、ある程度現実的な予算作成が必要ではないか。</u></li> </ul> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>平成24年度における運営費交付金債務は、単年度で1,001,667千円発生しており、債務残高として2,182,757千円を計上。平成24年度運営費交付金に対する割合はそれぞれ、105%、229%となっている。</u></li> <li>○ 平成24年度における運営費交付金債務の主な発生要因としては、①競争的調達及び出願件数の減少等の外的要因に伴う節減の実施による節減（約5.7億円）、②事業実施内容の見直し等による節減（約2.2億円）、③その他の要因に伴う節減（約1.9億円）等により発生したものであり、事業の未実施や遅れが生じているものではない。</li> <li>○ 運営費交付金債務残高については、翌事業年度以降において収益化する予定。特に、今後の課題として、特許庁業務・システム最適化計画を踏まえた情報システムの開発が情報・研修館においても発生する見込みであり、第3期中期目標期間開始当初に想定していなかった対応への財源として使用していくことも検討中。</li> </ul>

# (参考2) 平成24年度の業務実績評価対象独立行政法人(102法人)

## 【内閣府所管】 3法人

国立公文書館  
国民生活センター  
北方領土問題対策協会

## 【総務省所管】 4法人

情報通信研究機構  
統計センター  
平和祈念事業特別基金(※1)  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

## 【外務省所管】 2法人

国際協力機構  
国際交流基金

## 【財務省所管】 4法人

酒類総合研究所  
造幣局  
国立印刷局  
日本万国博覧会記念機構

## 【文部科学省所管】 23法人

国立特別支援教育総合研究所  
大学入試センター  
国立青少年教育振興機構  
国立女性教育会館  
国立科学博物館  
物質・材料研究機構  
防災科学技術研究所  
放射線医学総合研究所  
国立美術館  
国立文化財機構  
教員研修センター

科学技術振興機構  
日本学術振興会  
理化学研究所  
宇宙航空研究開発機構  
日本スポーツ振興センター  
日本芸術文化振興会  
日本学生支援機構  
海洋研究開発機構  
国立高等専門学校機構  
大学評価・学位授与機構  
国立大学財務・経営センター  
日本原子力研究開発機構

## 【厚生労働省所管】 19法人

国立健康・栄養研究所  
労働安全衛生総合研究所  
勤労者退職金共済機構  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
福祉医療機構  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
労働政策研究・研修機構  
労働者健康福祉機構  
国立病院機構  
医薬品医療機器総合機構  
医薬基盤研究所  
年金・健康保険福祉施設整理機構  
年金積立金管理運用  
国立がん研究センター  
国立循環器病研究センター  
国立精神・神経医療研究センター

国立国際医療研究センター  
国立成育医療研究センター  
国立長寿医療研究センター

## 【農林水産省所管】 13法人

農林水産消費安全技術センター  
種苗管理センター  
家畜改良センター  
水産大学校  
農業・食品産業技術総合研究機構  
農業生物資源研究所  
農業環境技術研究所  
国際農林水産業研究センター  
森林総合研究所  
水産総合研究センター  
農畜産業振興機構  
農業者年金基金  
農林漁業信用基金

## 【経済産業省所管】 10法人

経済産業研究所  
工業所有権情報・研修館  
日本貿易保険  
産業技術総合研究所  
製品評価技術基盤機構  
新エネルギー・産業技術総合開発機構  
日本貿易振興機構  
情報処理推進機構  
石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
中小企業基盤整備機構

## 【国土交通省所管】 20法人

土木研究所  
建築研究所  
交通安全環境研究所  
海上技術安全研究所  
港湾空港技術研究所  
電子航法研究所  
航海訓練所  
海技教育機構  
航空大学校  
自動車検査  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
国際観光振興機構  
水資源機構  
自動車事故対策機構  
空港周辺整備機構  
海上災害防止センター(※2)  
都市再生機構  
奄美群島振興開発基金  
日本高速道路保有・債務返済機構  
住宅金融支援機構

## 【環境省所管】 2法人

国立環境研究所  
環境再生保全機構

## 【原子力規制委員会所管】 1法人

原子力安全基盤機構

## 【防衛省所管】 1法人

駐留軍等労働者労務管理機構

※1 平和祈念事業特別基金は、平成25年4月1日をもって解散。

※2 海上災害防止センターは、平成25年10月1日をもって解散。